

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）抄

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
 - 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
 - 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
 - 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
 - 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
 - 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
 - 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
 - 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。
- （審議会等）
- 第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）抄

附 則

（行政評価局の所掌事務の特例）

第三条 行政評価局は、第六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（自治行政局の所掌事務の特例）

第四条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経

- 1 済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。
- 2 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。
- 3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の

(自治財政局の所掌事務の特例)

第五条 自治財政局は、第八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方特例交付金に関すること。

二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

2 自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、地方税等減収補てん臨時交付金に関する事務をつかさどる。

(自治税務局の所掌事務の特例)

第五条の二 自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務をつかさどる。この場合において、同条第一号中「地方税、」とあるのは、「地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）、地方法人特別譲与税、地方道路譲与税、」とする。

(政策統括官の職務の特例)

第六条の二 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

二 国会議員の互助年金及び互助一時金（以下「国会議員互助年金等」という。）を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。

(大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第七条 大臣官房総務課は、第二十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条に規定する事務をつかさどる。

2 大臣官房総務課は、第二十二条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第二十五条第六号中「情報通信・宇宙開発分科会」とあるのは、「平和祈念事業特別基金分科会、情報通信・宇宙開発分科会」とする。

（行政評価局行政相談課の所掌事務の特例）

第八条 行政評価局行政相談課は、第四十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

第九条から第十一条まで 削除

（自治行政局市町村課の設置期間の特例）

第十二条 自治行政局市町村課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（自治行政局市町村課の所掌事務の特例）

第十二条の二 自治行政局市町村課は、第四十七条の二各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた地方開発事業団に関する事務のうち地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられたものをつかさどる。

（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）

第十二条の三 自治行政局地域政策課は、第四十八条各号に掲げる事務のほか、附則第四条第一項に規定する政令で定める日までの間、同項に規定する事務をつかさどる。

2 自治行政局地域政策課は、第四十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間、同項に規定する事務をつかさどる。

（自治行政局地域自立応援課の所掌事務の特例）

第十三条 自治行政局地域自立応援課は、第四十九条各号に掲げる事務のほか、附則第四条第三項の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

（自治行政局公務員部福利課の所掌事務の特例）

第十三条の二 自治行政局公務員部福利課は、第五十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の行う業務に関する事務をつかさどる。

(自治財政局交付税課の所掌事務の特例)

第十四条 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第五条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、附則第五条第二項に規定する事務をつかさどる。

(自治税務局企画課の所掌事務の特例)

第十五条の二 自治税務局企画課は、第六十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務をつかさどる。

(自治税務局都道府県税課の所掌事務の特例)

第十五条の三 自治税務局都道府県税課は、第六十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税に関する事務をつかさどる。

第十六条 削除

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十七条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十四条において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同

条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 郵政民営化法に規定する事務(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。

第十八条 削除

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げ

る事務（附則第十七条第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。この場合において、第七十二条第三号中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第十一条第一項第十一号及び附則第十九条第一項第二号」と、第七十三条中「前条第二号」とあるのは「前条第二号並びに附則第十九条第一項第二号」と、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは「次条第三号及び附則第十九条第一項第二号」とする。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際の取決めを協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社に係るもの（同法第一百八条第一項及び第二項並びに第四百四十六條第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。）をつかさどる。

（恩給業務管理官の職務の特例）

- 第二十一条の二 恩給業務管理官は、第二百二十条第七項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 国会議員の互助年金証書の作成及び交付に関すること。
 - 二 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。
 - 三 国会議員互助年金等の支給に関すること（附則第二十条第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。）。
 - 四 国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
 - 五 国会議員互助年金等の統計に関すること。
 - 六 国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。

（政策評価・独立行政法人評価委員会の所掌事務の特例）

第二十一条の三 政策評価・独立行政法人評価委員会は、第二百二十三条第一項に定めるもののほか、平成二十七年三月三十一日までの間、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定により読み替えてその例によることとされる同法による改正後の独立行政法人通則法第二十条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（年金記録確認中央第三者委員会）

第二十二条 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会（以下この条において「中央委員会」という。）を置く。

2 中央委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十八条又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十四条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあっせん（以下「年金記録に係る苦情のあっせん」という。）に当たつての基本方針その他年金記録に係る苦情のあっせんに関する重要事項を調査審議すること。

二 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあっせんであつて他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が前号の中央委員会の調査審議の結果に従つて策定した基本方針（次条第二項において「基本方針」という。）に基づき、あっせん案を作成すること。

3 前項に定めるもののほか、中央委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第八十六号）の定めるところによる。

（年金記録確認地方第三者委員会）

第二十三条 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局に、それぞれ一の年金記録確認地方第三者委員会（以下この条において「地方委員会」という。）を置く。

2 地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあっせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あっせん案を作成する。

3 前項に定めるもののほか、地方委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令の定めるところによる。

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十四条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二百五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなお

その効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項及び前項に定めるもののほか、平成二十年九月三十日までの間、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六条の二第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する

○年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第八十六号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、関東管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員百五十人以内で組織し、中部管区行政評価局及び近畿管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員四十人以内で組織し、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員三十人以内で組織する。

4 中央委員会及び地方委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 中央委員会及び地方委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

- 4 中央委員会及び地方委員会に、それぞれ、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、それぞれ、中央委員会又は地方委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 5 中央委員会及び地方委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 中央委員会及び地方委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって中央委員会又は地方委員会の議決とすることができる。

(議事)

- 6 中央委員会及び地方委員会は、委員及び議事に関する関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 中央委員会及び地方委員会の議事は、委員及び議事に関する関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

第七条 中央委員会又は地方委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本年金機構に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 中央委員会の庶務は、総務省行政評価局行政相談課において処理する。

2 地方委員会の庶務は、当該地方委員会が置かれる各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所又は行政評価支局において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央委員会又は地方委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、委員長が中央委員会又は地方委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年十月二十六日政令第三百十九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年四月十一日政令第三百三十四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年十二月二十八日政令第三百十号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 （平成二十五年五月十六日政令第四百四十二号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 （年金記録確認地方第三者委員会の委員の任期に関する経過措置）

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に置かれている年金記録確認地方第三者委員会のうち第一条の規定による改正後の総務省組織令附則第二十三条第一項の規定により施行日以降引き置き置かれるもの以外のものの委員である者の任期は、年金記録確認第三者委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。